

令和 6 年（行ケ）第 10005 号「電子患者介護用のシステム、方法および装置」知的財産高等裁判所判決の分析：審決取消理由とその妥当性

Gemini Deep Research

I. 概要

本件は、電子患者介護用のシステム、方法および装置に関する特許出願（特願 2019-195004 号）に対して特許庁が行った拒絶査定不服審判（不服 2022-3025 号）において、「本件審判の請求は、成り立たない。」とした審決が、知的財産高等裁判所（令和 6 年（行ケ）第 10005 号）の判決によって取り消された事例である¹。本判決の主要な争点は、特許請求の範囲に記載された「ウェブ・サービス」という用語が、特許法第 36 条第 6 項第 2 号に規定される明確性要件を満たしているか否かであった¹。裁判所は、出願当時の技術常識を考慮し、「ウェブ・サービス」という用語は当業者にとって明確に理解可能であると判断し、特許庁の審決を取り消した。本報告書は、この判決が審決を取り消した理由を詳細に分析し、その妥当性について検討するものである。

本件は、ソフトウェアやインターネット技術といった急速に発展する技術分野において、特許請求の範囲の解釈における「技術常識」の重要性を示唆している。特許庁が特許明細書における用語の具体的な説明の欠如を理由に拒絶査定を行ったのに対し、裁判所は、出願当時の当該技術分野における専門家の一般的な理解を重視した。この判断は、特許制度が技術の進歩に適切に対応するための柔軟な解釈の必要性を示している。

II. はじめに

本件特許出願「電子患者介護用のシステム、方法および装置」は、特願 2019-195004 号として 2019 年 10 月 28 日に提出された⁴。この出願は、2013 年 12 月 20 日を国際出願日とする特許出願（特願 2015-549809 号）の一部を分割し、さらにその一部を分割して新たな出願としたものであり、出願人はデカ・プロダクツ・リミテッド・パートナーシップである⁴。本願の審査過程において、特許庁は 2021 年 10 月 20 日付で拒絶査定を行った⁴。これに対し、出願人は 2022 年 2 月 28 日に拒絶査定不服審判を請求した（事件番号 不服 2022-3025）⁴。特許庁は審理の結果、2023 年 9 月 11 日に「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決を下し、拒絶査定を維持した⁴。この審決に対し、出願人は 2024 年 1 月 24 日に審決の取消しを求めて知的財産高等裁判所に提訴し（令和 6 年（行ケ）第 10005 号）、2024 年 11 月 27 日に裁判所は審決を取り消す判決を下した¹。

本報告書の目的は、知的財産高等裁判所が特許庁の審決を取り消した理由を詳細に分析し、特許法第 36 条第 6 項第 2 号の明確性要件と技術常識の観点から、この判決の妥当性を評価することにある。

III. 特許庁の審決とその争点

特許庁は、本願発明の特許請求の範囲に記載された「ウェブ・サービス」という用語が、その技術的な意味において不明確であると判断し、特許法第36条第6項第2号に規定する明確性要件を満たしていないとして拒絶査定を維持する審決を下した¹。特許庁は、本願明細書には「ウェブ・サービス」等の具体的な説明が一切なく、したがって、本願との関係が明らかではない文献の記載を参照しても技術的な意味が明確になるわけではないと主張した¹。また、出願当時の技術常識を考慮して用語の技術的な意味を把握しようとしても、本願明細書にはその手がかりさえもないため、本願とは関係のない証拠の提出によって用語の意味を明確にすることはできないとした¹。

このように、特許庁の審決における主要な争点は、本願発明の特許請求の範囲に記載された「ウェブ・サービス」という用語の明確性であった¹。特許法第36条第6項第2号は、「特許を受けようとする発明が明確であること」を特許請求の範囲の記載要件として定めており¹、これは、特許を受けようとする発明の要旨が特許請求の範囲の記載から明確に把握できる必要があるという要件である⁵。特許庁は、この要件を満たしていないと判断したのである。この判断は、特許権の権利範囲が特許請求の範囲の記載に基づいて定められる（特許法第70条）という原則に基づいている⁶。もし特許請求の範囲の記載から発明が明確に把握できなければ、特許要件の判断や特許発明の技術的範囲の理解が困難になるため、明確性要件は重要な意義を有する⁶。

特許庁のこの立場は、特許請求の範囲に記載された発明の範囲が明確であり、具体的な物や方法が請求項に係る発明の範囲に入るか否かを当業者が理解できるように記載されている必要があるという考え方を反映している⁶。特許庁は、本件において「ウェブ・サービス」という用語がこの基準を満たしていないと判断した。

IV. 知的財産高等裁判所の審決取消理由

知的財産高等裁判所は、特許庁の審決を取り消し、原告の請求を認容する判決を下した¹。裁判所は、特許請求の範囲の記載の明確性は、特許請求の範囲の記載のみならず、願書に添付した明細書の記載及び図面を考慮し、さらに、当業者の出願当時における技術常識を基礎として判断されるべきであるとの判断を示した¹。

裁判所は、本願の国際出願日（平成25年12月20日）当時において、「ウェブ・サービス」という用語は、インターネット上に分散した複数のウェブアプリケーションシステムをシステム同士で連携させる技術であり、XML、UDDI、WSDL及びSOAPの規格に適合したものを意味する技術用語として、当業者にとって技術常識となっていたと認定した⁴。同様に、「トランザクション・ベースのウェブ・サービス」という用語も、「トランザクション」を基礎とした「ウェブ・サービス」という意味であり、「トランザクション」とは「複数の処理をひとまとまりにしたものであって、同時にアクセスされる基礎データの一貫性を確保することができるもの」という意味で用いられることが、出願当時、技術常識となっていたと認めた¹⁴。オンラインストアでの商品購入を

例に挙げ、複数の操作が一つの取引としてまとめられ、いずれかの操作が失敗した場合、全体の取引が取り消され、データの整合性が保たれるものが該当すると説明されている¹⁴。

したがって、裁判所は、本願明細書に「ウェブ・サービス」及び「トランザクション・ベースのウェブ・サービス」について具体的な説明がされていなかったとしても、複数の公知文献に基づく出願当時における技術常識を踏まえると、特許請求の範囲の記載が第三者に不測の不利益を及ぼすほどに不明確であるとはいえないと判断し、明確性要件違反であるとした審決の判断を誤りであるとした¹。裁判所は、用語自体の意味が出願当時において技術常識であったと認定されたため、当該技術用語は明確であると結論付けた¹⁴。

裁判所は、原告が後から提出した証拠について、特許請求の範囲に記載された用語の技術的な意味を自由に変更することを可能にするものではないと指摘した¹⁴。しかし、本件においては、「ウェブ・サービス」及び「トランザクション・ベースのウェブ・サービス」という用語自体の意味が、出願当時における技術常識として確立されていたと認められるため、本願明細書に具体的な説明がなくとも、これらの用語の技術的意味は当業者にとって明確であったと判断した¹⁴。

また、裁判所は、本願明細書の発明の詳細な説明の記載が、当業者が発明を実施できる程度に記載されていることを求める実施可能要件（特許法36条4項1号）も満たしていると判断した³。

V. 裁判所の判断の分析と妥当性

裁判所の本判決は、特許請求の範囲の明確性要件の判断において、出願当時の技術常識を重視するという点で妥当であると考えられる。特許法第36条第6項第2号の明確性要件は、特許を受けようとする発明が第三者にとって明確に理解可能であることを求めるものであるが、その判断は、特許請求の範囲の記載だけでなく、明細書、図面、そして当該技術分野における当業者の出願当時の技術常識を総合的に考慮して行われるべきである¹⁰。

本件において、裁判所は、「ウェブ・サービス」及び「トランザクション・ベースのウェブ・サービス」という用語が、本願の国際出願日当時、情報処理分野において広く認識され、その技術的な意味が当業者にとって共通の理解であったと認定した¹⁴。このような技術常識が存在する場合、特許明細書に改めて詳細な説明を記載することを要求することは、過度な負担となり、特許制度の円滑な運用を妨げる可能性がある。むしろ、当該技術分野の専門家であれば当然に理解している用語については、その共通認識に依拠した方が、発明の技術的な内容を的確に伝えることができる場合もある。

裁判所の判断は、特許請求の範囲の記載が、第三者の利益が不当に害されるほどに不明

確であるか否かという観点から判断されるべきであるという原則にも合致している¹⁰。もし「ウェブ・サービス」という用語が、出願当時、当業者にとって明確な技術的意味を有していたのであれば、特許請求の範囲にこの用語が用いられていたとしても、第三者が特許権の範囲を理解する上で不測の不利益を被る可能性は低いと考えられる。

ただし、裁判所も指摘しているように、もし当該技術用語が単一の意味を構成せず、具体的な概念を示すものでないとするれば、出願当時の技術常識に基づく技術的意味を明確に認定できなかつたおそれもあった¹⁴。本件では、幸いにも、「ウェブ・サービス」という用語が、一定の技術的な定義と関連規格（XML、UDDI、WSDL、SOAP）を持つものとして認識されていたことが、裁判所の判断を支えたと考えられる。

本判決は、特許庁が特許明細書における用語の具体的な説明の欠如に過度に焦点を当てるのではなく、関連する技術分野における出願当時の技術常識をより積極的に考慮すべきであることを示唆している。特に、ソフトウェアやインターネット関連の発明のように、技術の進歩が速く、新しい技術用語が頻繁に登場する分野においては、技術常識の適切な評価が、適正な特許審査を行う上で不可欠であると言える。

本件の経過をまとめた表を以下に示す¹：

段階	日付	内容
特許出願	2019年10月28日	「電子患者介護用のシステム、方法および装置」に関する特許出願（特願2019-195004号）
拒絶査定	2021年10月20日	特許庁による拒絶査定
拒絶査定不服審判請求	2022年2月28日	特許庁に拒絶査定不服審判を請求（不服2022-3025号）
特許庁審決	2023年9月11日	特許庁が拒絶査定を維持する

		審決
審決取消訴訟提起	2024年1月24日	知的財産高等裁判所に審決取消訴訟を提起（令和6年（行ケ）第10005号）
知的財産高等裁判所判決	2024年11月27日	知的財産高等裁判所が特許庁の審決を取り消す判決を下す

VI. 本判決の意義

本判決は、日本の特許実務において、特許請求の範囲に記載された技術用語の解釈における技術常識の役割を再確認するものである。特に、情報処理分野のように、専門用語が頻繁に用いられる分野においては、特許出願人は、使用する用語が当該技術分野において一般的に理解されているかどうかを十分に考慮する必要がある。

本判決は、知的財産高等裁判所が、特許庁の形式的な解釈に捉われず、技術の実態と当業者の理解を重視する姿勢を示したという点で意義深い。これにより、特許出願人は、必ずしもすべての技術用語を明細書内で詳細に定義する必要はなく、当該技術分野における共通認識に依拠することができる場合があることが明確になった。

ただし、本判決は、あらゆる技術用語について明細書での説明が不要であることを意味するものではない。もし使用する用語が、技術分野内でも複数の意味を持ち得る場合や、比較的新しい用語で技術常識として確立されていない場合には、誤解を避けるために明細書内で明確に定義することが望ましい。

今後、特許訴訟においては、ある用語が出願当時において技術常識であったかどうかを立証することが、重要な争点の一つとなる可能性があり、専門家証言や業界文献などが、その判断の根拠としてより一層活用されることが予想される。また、特許出願人は、出願戦略として、使用する技術用語の業界における認知度や定義を事前に調査し、必要に応じて明細書に適切な説明を加えるなどの対策を講じることが重要となるだろう。

VII. 結論

令和6年（行ケ）第10005号「電子患者介護用のシステム、方法および装置」に関する知的財産高等裁判所の判決は、特許請求の範囲に記載された「ウェブ・サービス」及び「トランザクション・ベースのウェブ・サービス」という用語が、出願当時における技術常識であったと認定し、特許庁の審決を取り消した。裁判所のこの判断は、特許法第36条第6項第2号の明確性要件の解釈において、技術常識を重要な要素として考慮するという原則に合致しており、妥当であると考えられる。本判決は、特許実務において、技術用語の解釈において形式的な記

載要件だけでなく、技術分野の実態と当業者の理解を重視する方向性を示すものと言える。

引用文献

1. 特許令和6年(行ケ)第10005号「電子患者介護用のシステム、方法および装置」(知的財産高等裁判所令和6年11月27日) - 創英国際特許法律事務所, 3月20, 2025 にアクセス、
<https://www.soei.com/%E7%89%B9%E8%A8%B1%E3%80%80%E4%BB%A4%E5%92%8C%EF%BC%96%E5%B9%B4%EF%BC%88%E8%A1%8C%E3%82%B1%EF%BC%89%E7%AC%AC%EF%BC%91%EF%BC%90%EF%BC%90%EF%BC%90%EF%BC%95%E5%8F%B7%E3%80%8C%E9%9B%BB%E5%AD%90%E6%82%A3/>
2. 知財判決ダイジェスト - 創英国際特許法律事務所, 3月20, 2025 にアクセス、
<https://www.soei.com/category/ip-digest/>
3. 裁判例結果詳細 | 知的財産高等裁判所 - Intellectual Property High Courts, 3月20, 2025 にアクセス、
https://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=6273
4. 令和6年(行ケ)10005号 審決取消請求事件 | 特許判例データベース, 3月20, 2025 にアクセス、
<http://tokkyo.hanrei.jp/hanrei/pt/13877.html>
5. Q) 特許法第36条第6項第2号(明確性要件)とはどのようなものですか? | 知財Q&A, 3月20, 2025 にアクセス、
<https://shoyo-ip.net/ABC/%EF%BD%91%EF%BC%89%E7%89%B9%E8%A8%B1%E6%B3%95%E7%AC%AC%EF%BC%93%EF%BC%96%E6%9D%A1%E7%AC%AC%EF%BC%96%E9%A0%85%E7%AC%AC%EF%BC%92%E5%8F%B7%EF%BC%88%E6%98%8E%E7%A2%BA%E6%80%A7%E8%A6%81%E4%BB%B6%EF%BC%89/>
6. 特許権を取得するための要件とは? 審査で確認される特許要件を分かりやすく解説!, 3月20, 2025 にアクセス、
<https://keiyaku-watch.jp/media/kisochishiki/tokkyoken-syutoku/>
7. 記載要件 - いおん特許事務所 [ION PATENT], 3月20, 2025 にアクセス、
<https://www.ionpat.co.jp/intellectual/summary/patlaws/mention/>
8. 特許法第36条~第38条の条文解説 - 小山特許事務所, 3月20, 2025 にアクセス、
<https://www.koyamapat.jp/2021/06/09/patent-36-38/>
9. 特許法36条, 3月20, 2025 にアクセス、
<https://tokkyohou-no-sekai.jp/patent/patent1/2/36/main.htm>
10. 明確性要件とサポート要件の判断基準 - ユニウス国際特許事務所, 3月20, 2025 にアクセス、
<https://www.unius-pa.com/wp/wp-content/uploads/326e918d9db955a82a2b07d57969fb47.pdf>
11. 第3節 明確性要件(特許法第36条第6項第2号), 3月20, 2025 にアクセス、
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/document/index/02_0203bm.pdf
12. 2.1明細書記載の概要・明確性の要件 - 弁護士法人クラフトマン, 3月20, 2025 にアクセス、
https://www.ishioroshi.com/biz/kaisetu/tokkyo/index/shutugan_meisaisho_meika_kusei/

13. 記載要件に関する 審査基準及び関連判決の解説, 3 月 20, 2025 にアクセス、
https://www.fukamipat.gr.jp/wp/wp-content/uploads/2015/02/20150228NAKATA_MASA-JPAA_kisaiyouken.pdf
14. 令和 6 年（行ケ）第 1 0 0 0 5 号「電子患者介護用のシステム、方法および装置」事件 | 判例研究, 3 月 20, 2025 にアクセス、
https://unius-pa.com/decision_cancellation/10388/
15. 知財高裁令和 6 年 11 月 27 日判決（令和 6 年（行ケ）第 10005 号）（試行）
※ 当記事は試行であり、法的助言を与えるものではありません。全ての情報はその正確性と現在の適用可能性を再確認する必要があります。 - note, 3 月 20, 2025 にアクセス、
<https://note.com/tskomatani/n/n242ff7974cfd>